

社会福祉法人伸和会岡の郷 指定通所介護運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人伸和会が開設する社会福祉法人伸和会岡の郷（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定通所介護の提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 社会福祉法人伸和会岡の郷
- 二 所在地 藤岡市岡之郷字温井12-4

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（併設特別養護老人ホーム・ケアハウスの施設長と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 従業者 生活相談員 1名以上
看護職員 1名以上
介護職員 4名以上（相談員と兼務）
機能訓練指導員 1名（看護職員と兼務）
従業者は、指定通所介護の提供に当たる。
- 三 事務職員 1名（常勤職員、兼務）
事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時15分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 （通常）午前9時00分から午後4時15分までとする。
- 四 サービス提供時間 （延長）午前8時30分から午後6時00分までとする。

（利用定員）

第6条 利用定員は25名とする。

(通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス
- 四 介護方法の指導（家族介護者教室）
- 五 健康状態の確認
- 六 送迎
- 七 給食サービス
- 八 入浴サービス
- 九 時間延長サービス
- 十 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割または3割の額とする。利用料の詳細は別紙にて記載。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用として、700円。
- 二 その他指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、藤岡市及び高崎市の一部区域（新町）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定通所介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 二 機能訓練室を利用する際には、機能訓練指導員の指示に従い器具等を使用すること。
- 三 浴室を利用する際には、介護職員の指示に従い入浴をすること。
- 四 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

2 管理者は、防火管理者を選任する。

3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年6月及び12月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
 - 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 三 その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、第1号通所事業の提供中に、従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体の拘束等)

第14条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、当事業所の嘱託医がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとする。

(苦情等への対応)

第15条 事業所は、第1号通所事業に関する利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について利用者に報告するものとする。

- 一 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 二 事業所は、利用者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導または助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
- 三 事業所は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な取り扱いも行ってはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 継続研修 随時
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人伸和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- この規程は、平成13年11月1日から施行する。
- この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- この規程は、平成15年6月30日から施行する。
- この規程は、平成16年7月1日から施行する。
- この規程は、平成16年11月16日から施行する。
- この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- この規程は、平成19年11月1日から施行する。
- この規程は、平成23年1月1日から施行する。
- この規定は、平成24年4月1日から施行する。
- この規定は、平成26年4月1日から施行する。
- この規定は、平成27年4月1日から施行する。
- この規定は、平成28年1月1日から施行する。
- この規定は、平成29年4月1日から施行する。
- この規定は、平成30年4月1日から施行する。
- この規定は、令和4年4月1日から施行する。
- この規定は、令和5年4月1日から施行する。
- この規定は、令和6年4月1日から施行する。
- この規定は、令和6年6月1日から施行する。
- この規定は、令和6年9月1日から施行する。
- この規定は、令和7年6月1日から施行する。

「指定居宅サービス」重要事項説明書
～ 通所介護 + (介護予防)短期入所生活介護 ～

当事業所は介護保険の指定を受けています。
短期入所生活介護（群馬県指定 第 1070900053 号）
通 所 介 護 （群馬県指定 第 1070900053 号）

当事業所はご契約者に対して短期入所生活介護サービス及び通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。「要支援」と認定された方は、介護予防短期入所生活介護のみ対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 守秘義務について	10
6. 苦情の受付について	11
7. サービス利用中の医療の提供について	11
8. 事故発生時の対応について	12
9. 虐待防止について	12
10. 身体拘束について	12
11. 秘密保持と個人情報保護について	12
12. 第三者評価について	13

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 伸和会 |
| (2) 法人所在地 | 群馬県藤岡市岡之郷字温井 1 2 番地 4 |
| (3) 電話番号 | 0 2 7 4 - 4 0 - 3 4 0 0 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 小島 正巳 |
| (5) 設立年月 | 平成 1 1 年 6 月 1 8 日 |

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

指定短期入所生活介護事業所・平成 12 年 3 月 31 日指定

指定介護予防短期入所生活介護・平成 18 年 4 月 1 日指定

群馬県 1070900053 号

指定通所介護事業所・平成 12 年 3 月 27 日指定

群馬県 1070900053 号

※当事業所は特別養護老人ホームつどいに併設されています。

(2) 事業所の目的 多野藤岡老人保健福祉圏域における老人福祉充実のため

(3) 事業所の名称 社会福祉法人伸和会つどい（岡の郷）

(4) 事業所の所在地 群馬県藤岡市岡之郷字温井 1 2 番地 4

(5) 電話番号 0 2 7 4 - 4 0 - 3 4 0 0

(6) 事業所長（管理者）氏名

短期入所生活介護 井田 珠巳

通所介護 井田 珠巳

(7) 当事業所の運営方針

利用者の、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(8) 開設（サービス開始）年月

短期入所生活介護 平成 1 2 年 4 月 1 日

通所介護 平成 1 2 年 4 月 1 日

(9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

〔居宅介護支援事業〕 平成 1 2 年 2 月 1 日指定 群馬県 1070900053 号

(10) 通常の事業の実施地域 藤岡市、高崎市新町

(11) 営業日及び営業時間

	短期入所生活介護	通 所 介 護
営 業 日	年中無休	月曜日～土曜日
営業時間 (延 長)		9 時 0 0 分～1 6 時 1 5 分 (8 時 3 0 分～1 8 時 0 0 分)
休 業 日		日曜日

※ 通所介護は年末年始（1 2 月 3 0 日～1 月 3 日）は休業となります。

(12) 利用定員

短期入所生活介護	10名／日
通所介護	25名／日

(13) 居室等の概要（短期入所生活介護）

短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として1人部屋となっております。

居室・設備の種類	室数	備考
従来型個室	10室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] マットプラットホーム、移動式平行棒
浴室	1室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定(介護予防)短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して(介護予防)短期入所生活介護サービス及び(介護予防)通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

○ 通所介護および(介護予防)短期入所生活介護

職 種	短期入所生活介護	通 所 介 護
	人 員	人 員
1. 事業所長（管理者）	1 名	
2. 介護職員	21名	6 名
3. 生活相談員	2 名	2 名
4. 看護職員	3 名	1 名
5. 機能訓練指導員	1 名	1 名
6. 介護支援専門員	3 名	
7. 管理栄養士	2 名	

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	(介護予防)短期入所生活介護	通所介護
1. 医 師	毎週月・金曜日 12:45～14:00	—
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番： 7:00～16:00 3名 日勤A： 8:00～17:00 1名 日勤B： 8:30～19:30 1名 日勤C： 10:00～19:00 2名 遅番： 13:00～22:00 2名 夜間： 22:00～ 7:00 2名	勤務時間 早番： 8:00～17:00 通常： 8:30～17:30 遅番： 9:00～18:00 ☆原則として5名の介護職員が勤務します。
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤： 8:30～17:30 2名	勤務時間8:30～17:30 ☆原則として1名の看護職員が勤務します。

☆土日は上記と異なります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- 短期入所生活介護サービス（介護予防短期入所生活介護含む）
- 通所介護サービス

また、それぞれのサービスについて、

- （1）利用料金が介護保険から給付される場合
- （2）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスに関する、利用料金の大部分（通常9割又は8割又は7割）は介護保険から給付されます。

〈サービスの概要（短期入所生活介護及び通所介護）〉

①食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

- ・ 当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ 自立支援のため離床して食堂にて食事を摂って頂くことを原則としています。

（食事時間）

○（介護予防）短期入所生活介護

朝食： 8:00～9:00 昼食：12:00～13:00

夕食：17:00～19:00

○通所介護 昼食：12:00～13:00

② 入浴…入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。（介護予防）短期入所生活介護では、入浴又は清拭を週2回行います。

③ 排泄…ご契約者の排せつの介助を行います。

- ④ 機能訓練…機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための 訓練を実施します。
- ⑤ その他自立への支援（短期入所生活介護）
- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
 - ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
 - ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金（１回あたり）＞（契約書第７条～参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度および負担割合に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

○短期入所生活介護

ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 4,510 円	要支援 2 5,610 円	要介護 1 6,030 円	要介護 2 6,720 円	要介護 3 7,450 円	要介護 4 8,150 円	要介護 5 8,840 円
サービス利用に係る自己負担額（１割負担の方）	451 円	561 円	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円
サービス利用に係る自己負担額（２割負担の方）	902 円	1,122 円	1,206 円	1,344 円	1,490 円	1,630 円	1,768 円
サービス利用に係る自己負担額（３割負担の方）	1,353 円	1,683 円	1,809 円	2,016 円	2,235 円	2,445 円	2,652 円

◎加算について（１割／２割／３割）

短期入所生活介護送迎加算： 184 円／368 円／552 円

サービス提供体制加算（Ⅰ）：22 円／44 円／66 円（介護福祉士の割合が80％以上）

サービス提供体制加算（Ⅱ）：18 円／36 円／54 円（介護福祉士の割合が50％以上）

サービス提供体制加算（Ⅲ）：6 円／12 円／18 円（介護福祉士の割合が40％以上）

夜勤職員配置加算（Ⅰ）：13 円／26 円／39 円

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）：総単位数の1000分の140に相当する単位数が加算

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）：総単位数の1000分の136に相当する単位数が加算

介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）：総単位数の1000分の113に相当する単位数が加算

科学的介護推進体制加算：40 円／80 円／120 円（１月）

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）：100 円／200 円／300 円（１月）

※サービス提供体制加算・介護職員等処遇改善加算についてはいずれかひとつ算定します。

※各加算は、職員の入退職の状況により変動します。

○通所介護

◎サービス利用料金

サービス提供時間	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
3 時間以上 4 時間未満	3,700円	4,230円	4,790円	5,330円	5,880円
4 時間以上 5 時間未満	3,880円	4,440円	5,020円	5,600円	6,170円
5 時間以上 6 時間未満	5,700円	6,730円	7,770円	8,800円	9,840円
6 時間以上 7 時間未満	5,840円	6,890円	7,960円	9,010円	10,080円
7 時間以上 8 時間未満	6,580円	7,770円	9,000円	10,230円	11,480円
8 時間以上 9 時間未満	6,690円	7,910円	9,150円	10,410円	11,680円
入浴介助加算		400円	サービス提供体制加算Ⅱ		180円
同一建物減算		(-)940円	送迎減算		(-)470円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)			総単位数に1000分の92を乗じて得た値		
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)			総単位数に1000分の90を乗じて得た値		
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)			総単位数に1000分の80を乗じて得た値		

◎介護保険自己負担分（1割）

サービス提供時間	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
3 時間以上 4 時間未満	370円	423円	479円	533円	588円
4 時間以上 5 時間未満	388円	444円	502円	560円	617円
5 時間以上 6 時間未満	570円	673円	777円	880円	984円
6 時間以上 7 時間未満	584円	689円	796円	901円	1,008円
7 時間以上 8 時間未満	658円	777円	900円	1,023円	1,148円
8 時間以上 9 時間未満	669円	791円	915円	1,041円	1,168円
入浴介助加算		40円	サービス提供体制加算Ⅱ		18円
同一建物減算		(-)94円	送迎減算		(-)47円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)			総単位数に1000分の92を乗じて得た値		
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)			総単位数に1000分の90を乗じて得た値		
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)			総単位数に1000分の80を乗じて得た値		

◎介護保険自己負担分（２割）

サービス提供時間	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
3 時間以上 4 時間未満	740円	846円	958円	1,066円	1,176円
4 時間以上 5 時間未満	776円	888円	1,004円	1,120円	1,234円
5 時間以上 6 時間未満	1,140円	1,346円	1,554円	1,760円	1,968円
6 時間以上 7 時間未満	1,168円	1,378円	1,592円	1,802円	2,016円
7 時間以上 8 時間未満	1,316円	1,554円	1,800円	2,046円	2,296円
8 時間以上 9 時間未満	1,338円	1,582円	1,830円	2,082円	2,336円
入浴介助加算		80円	サービス提供体制加算Ⅱ		36円
同一建物減算		(-)188円	送迎減算		(-)94円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)			総単位数に1000分の92を乗じて得た値		
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)			総単位数に1000分の90を乗じて得た値		
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)			総単位数に1000分の80を乗じて得た値		

◎介護保険自己負担分（３割）

サ ー ビ ス 提供時間	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
3 時間以上 4 時間未満	1,110円	1,269円	1,437円	1,599円	1,764円
4 時間以上 5 時間未満	1,164円	1,332円	1,506円	1,680円	1,851円
5 時間以上 6 時間未満	1,710円	2,019円	2,331円	2,640円	2,952円
6 時間以上 7 時間未満	1,752円	2,067円	2,388円	2,703円	3,024円
7 時間以上 8 時間未満	1,974円	2,331円	2,700円	3,069円	3,444円
8 時間以上 9 時間未満	2,007円	2,373円	2,745円	3,123円	3,504円
入浴介助加算		120円	サービス提供体制加算Ⅱ		54円
同一建物減算		(-)282円	送迎減算		(-)141円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)			総単位数に1000分の92を乗じて得た値		
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)			総単位数に1000分の90を乗じて得た値		
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)			総単位数に1000分の80を乗じて得た値		

◎その他の加算について（１割／２割／３割）

サービス提供体制加算Ⅰ：22円／44円／66円（介護福祉士の割合が一定数以上）

サービス提供体制加算Ⅱ：18円／36円／54円（介護福祉士の割合が一定数以上）

科学的介護推進体制加算 : 40 円／80 円／120 円（一月）

※サービス提供体制加算、介護職員処遇改善加算についてはいずれかひとつ算定します。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条、第９条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

○各サービス共通

① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

② 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 1 0 円

③ 請求・領収書等の配布物はオンラインでの配布となります。紙での発行や郵送をご希望される場合、実費をご負担いただきます。

○通所介護

①食事の材料の提供（食材料費）

ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金： 7 0 0 円（おやつ代込）

○（介護予防）短期入所生活介護

①滞在費・食事の提供（食材料費・調理費）

ご契約者に提供する食事および滞在の費用です。

滞在費・食費 1 日当たり

対 象 者		区 分	居住に関する費用		食費
			多床室	従来型個室	
生活保護受給者		利用者負担 第 1 段階	0 円	3 8 0 円	3 0 0 円
世帯全員が市町村民税非課税者	老齢福祉年金受給者				
	公的年金収入額と合計 所得金額の合計が 80 万円以下の方で、預貯金 が単身世帯 650 万円以下	利用者負担 第 2 段階	4 3 0 円	4 8 0 円	6 0 0 円
	公的年金収入額が 80 万円超 120 万円以下 の方で、預貯金が単身世 帯 550 万円以下	利用者負担 第 3 段階①	4 3 0 円	8 8 0 円	1, 0 0 0 円
	公的年金収入額が 120 万円超の方で、預貯金が 単身世帯 500 万円以下	利用者負担 第 3 段階②	4 3 0 円	8 8 0 円	1, 3 0 0 円
上記以外の方		利用者負担 第 4 段階	9 1 5 円	1, 2 3 1 円	1, 8 5 0 円

※短期入所食費内訳： 朝食 5 0 0 円 ・ 昼食 7 0 0 円 ・ 夕食 6 5 0 円

③理髪・美容

[理髪サービス]

月に 1 回、理美容師の出張による理髪サービス（調髪、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1 回あたり 2 0 0 0 円

○通所介護

通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

児玉郡神川・上里地区：1 0 0 0 円（往復）

高崎市 岩鼻地区：1 0 0 0 円（往復）

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、次の通りお払い下さい。

- ・自動口座振替（契約時に口座振替用紙をお渡しいたします。）
- ・口座へのお振込み

1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日までに以下のサービスに併せてお振込み下さい。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

①下記指定口座への振り込み（短期入所利用の方）

- 東和銀行 藤岡支店 普通預金 3060031
- 口座名 社会福祉法人 伸和会
介護老人福祉施設 つどい
管理者 井田 珠巳

②下記指定口座への振り込み（通所介護利用の方）

- 東和銀行 藤岡支店 普通預金 3060015
- 口座名 社会福祉法人 伸和会
通所介護 岡の郷
管理者 井田 珠巳

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

5. 守秘義務（契約書第11条参照）

事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。ただし、利用者の身体の状態等により、必要がある場合には、医療機関等(居宅介護支援事業者含む)に情報を提供します。

6. 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 〔施設管理課長〕 新井 進（短期入所）・〔相談員〕 粕谷 実（通所介護）

○受付時間 毎週 月曜日～金曜日 ８：３０～１７：３０

○電話番号 ０２７４－４０－３４００

また、苦情受付ボックスを１階受付カウンターに設置しています。

（２）行政機関その他苦情受付機関

藤岡市役所 介護保険課	所在地 電話番号 受付時間	藤岡市中栗須 ３２７ ０２７４－２２－１２１１ ８：３０～１７：１５
国民健康保険団体連 合会 介護保険課	所在地 電話番号 受付時間	前橋市元総社町 ３３５－８ ０２７－２９０－１３７６ ８：３０～１７：００
群馬県社会福祉協議 会 権利擁護課	所在地 電話番号 受付時間	前橋市新前橋町 １３－１２ ０２７－２５５－６２２６ ８：３０～１７：００
高崎市役所 福祉部介護保険課 介護サービス担当	所在地 電話番号 受付時間	高崎市高松町 ３５－１ ０２７－３２１－１２５０ ８：３０～１７：１５

7. サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	光病院
所在地	藤岡市本郷１０４５
診療科	内科・外科・整形外科・産婦人科

②協力医療機関

医療機関の名称	中村歯科クリニック
所在地	藤岡市中大塚２０２番地５
診療科	歯科

8. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、藤岡市及び地域包括支援センター、各関係機関へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 虐待の防止について

当事業所は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
責任者 職・氏名 管理者 井田 珠巳
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を整備します。
- (4) 虐待防止のための指針を整備します。
- (5) 苦情解決体制を整備しています。
- (6) 従業員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 身体拘束について

当事業所は、原則としてご利用者様に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご利用者様およびそのご家族様に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録します。

緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、ご利用者様本人または他人の生命身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
非代替性	身体拘束以外に、ご利用者様本人または他人の生命身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
一時性	ご利用者様本人または他人の生命身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

11. 秘密保持と個人情報保護について

(1) 秘密保持

事業者及び従業員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者様及びそのご家族様の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

(2) 個人情報保護

- ①事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守します。
- ②事業者は、ご利用者様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者様の個人情報を用いません。また、ご利用者様のご家族様の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご家族様の個人情報を用いません。
- ③事業者は、ご利用者様及びそのご家族様に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

12. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

指定居宅サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明及び本書面の交付を行いました。

社会福祉法人 伸和会 岡の郷

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意し、本書面の交付を受けました。

利用者住所 _____ 氏名 _____ 印

*上記署名は、利用申込者の意思を確認し、私が代筆しました。

代 筆 者 氏名 _____ (続柄 _____)

家族代表者

又は代理人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 (利用者との関係) _____